教育総務課 < 仕事の目的とビジョン WS > R5.8.23 実施 意見まとめ

基本方針全般

- ・市の教育行政が発展し続けるために崩れない土台を形成していく
- ・市の教育方針を決定する。組織の円滑な運営を下支えする

基本方針1「人」

・スムースな就学事務により、安定した学校生活をすすめる

基本方針3「環境」

- ・子どもが安全に学校へ通うことができる。保護者が安心して子どもを学校に通わすことができる
- ・子どもが安全に学校へ通えるようにする
- ・全ての児童生徒が安心安全に学校に通えるようにする
- ・教師も生徒もあらゆる不安がない義務教育の確立
- ・今までの環境を維持することはもちろん、これからの子どもたちの時代に合った教育環境を提供できるようにする
- ・幅広い世界で活躍できる人材が育つ教育施設を整備する
- ・教職員が安心して働き、児童・生徒が安心して学べる環境をつくる
- ・各学校の物理的な環境改善の推進
- ・使用者、維持管理者ともに満足し、永く使用できる施設をつくる
- ・教職員、児童、生徒が安心できる学校施設管理
- ・学校の児童・生徒・先生が活き活きと活動できるような環境づくり
- ・安定した人材、財源確保により、学校現場が安定して運営できる
- ・学校現場の人事状況の安定化
- ・教職員人事のスムースな対応をする
- ・市の教育行政に必要な資源を確保する
- ・学校の運営に対する支援を最大限にする
- ・教職員が安心して働き、児童・生徒が安心して学べる環境をつくる
- ・教職員が働きやすい
- ・教職員が働きやすい環境づくり
- ・各学校の教職員の方々の働き方改革を支援する
- ·教職員の業務負担軽減、健康管理
- ・教師も生徒もあらゆる不安がない義務教育の確立
- ・係内の業務の安定⇒学校の運営の安定、児童生徒の安定した学校生活を守る
- ・滞りなく学校運営が行えるよう、財務・服務に関して支援をする

合う